

独立行政法人消防研究所役員退職手当規程

平成13年4月1日消研規程第10号

平成14年4月1日一部改正

平成15年1月1日一部改正

(総則)

第1条 独立行政法人消防研究所の役員(常勤の役員をいう。以下同じ)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職しまたは解任された場合に、その者(死亡により退職した場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第1項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときは除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の返納等)

第3条 役員退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員手当法(昭和28年法律第182号)第12条第1項および第3項、同法第12条の2第1項、第3項、第4項および第7項ならびに同法第12条の3第1項の規定を準用する。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その職務実績に応じ、これを増額し、または減額することができる。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間および役職別期間の月数計算については、任命の日から起算して歴にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、役員が退職の日またはその翌日に再び役員となったときの在職期間の計算については、退職の日の属する月と再び役員となった日の属する月が同じ月である場合の当該月の月数は、後の在職期間の在職日数から減ずるものとする。

(遺族の範囲および支給順位)

第6条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

① 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情に

あった者を含む。)

- ② 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
 - ③ 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④ 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第7条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当の支給に関し必要な事項については、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した場合のその者の退職手当の額は、第2条の規程にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と基準日から退職までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。